

## 令和8年度带状疱疹ワクチン定期接種のご案内

带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱(水ぶくれ)が現れる皮膚の病気です。合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。令和8年度の带状疱疹ワクチン定期接種対象の方には通知します。

▶対象 年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方  
ワクチンの特徴

	生ワクチン	組換えワクチン
接種方法	皮下に注射	筋肉内に注射
接種回数と間隔	1回	2回(2カ月以上の間隔を空ける)
接種できない方	病気や治療によって免疫が低下している方	免疫の状態に関わらず接種可能
接種に注意が必要な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3カ月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6カ月以上置いて接種してください。	筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です。

厚生労働省「带状疱疹の予防接種についての説明書」より抜粋

### 带状疱疹に対するワクチンの予防効果

	生ワクチン	組換えワクチン
接種後1年時点	6割程度	9割以上
接種後5年時点	4割程度	9割程度
接種後10年時点	—	7割程度

※合併症の一つである、带状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。

厚生労働省「带状疱疹の予防接種についての説明書」より抜粋

### ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に副反応がみられることがあります。頻度は不明ですが、生ワクチンではアナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンでは、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

主な副反応の発現割合	生ワクチン	組換えワクチン
70%以上	—	疼痛(※)
30%以上	発赤(※)	発赤(※)、筋肉痛、疲労
10%以上	そう痒感(※)、熱感(※)、腫脹(※)、疼痛(※)、硬結(※)	頭痛、腫脹(※)、悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	そう痒感(※)、倦怠感、その他の疼痛

※ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文書より厚生労働省にて作成  
厚生労働省「带状疱疹の予防接種についての説明書」より抜粋

### 他のワクチンとの同時接種

生ワクチンについては、他の生ワクチンとは27日以上の間隔を置いて接種してください。

#### 予防接種健康被害救済制度があります

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。制度の利用を申し込むときは、健康課にご相談ください。

#### 【带状疱疹ワクチン任意接種費用の助成事業は継続となります】

▶対象 50歳以上の方(定期接種の対象者は除く)

▶持ち物 接種済票、請求書、振込先口座の分かるもの

▶申し込み 带状疱疹ワクチン接種後に健康課で申請してください。

▶問い合わせ 同課保健事業担当(内線361～364)

## ひとり親家庭の資格取得や受講費用に掛かる費用を補助します

市では、ひとり親家庭の経済的な自立や生活の安定のため、就職に結び付く可能性がある資格の受講費用の一部を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」や、専門学校などの養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を目的とする「母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業」を実施しています。

また、より良い条件での就職や転職の可能性を広げ、安定した雇用につなげることを目的とした「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」も実施しています。これらの補助を受ける場合は、必ず事前に子ども未来課までご相談ください。

### 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

▶対象 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての条件に該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ・過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けていない方

#### ▶対象講座

- ・雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ・雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定教育訓練講座(専門資格取得を目指すものに限る)

※詳細は厚生労働省ホームページ「教育訓練給付制度」をご覧ください。



厚生労働省ホームページ

#### ▶支給額

- ①一般教育訓練に係る指定教育訓練講座を受講する場合：受講費用の60パーセント相当額(上限20万円、受講費用の60パーセント相当額が1万2千円を超えない場合は対象外)
- ②専門実践教育訓練に係る指定教育訓練講座を受講する場合：受講費用の60パーセント相当額(上限は就業年数に20万円を乗じて得た額とし、80万円を限度とする)
- ③雇用保険制度の教育訓練給付金(ハローワークより支給される給付金)の支給を受けることができる場合：受講費用の60パーセント相当額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

### 母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業

▶対象 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての要件に該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
- ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と修業との両立が困難であると認められる方
- ・過去に母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業の支給を受けていない方

#### ▶対象となる資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など

#### ▶支給額

- ・市町村民税非課税世帯…月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12カ月については月額14万円)
- ・市町村民税課税世帯…月額7万5000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12カ月については月額11万5000円)

※養成機関のカリキュラム修了後、「入学支援修一時金」として市町村民税非課税世帯には5万円、市町村民税課税世帯には2万5千円支給します。

### ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

▶対象 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父およびその子ども(20歳未満)で、次の要件の全てを満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
- ・当該支援事業を受けることが適職に就くために必要であると認められる方

※高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象外となります。

#### ▶対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)  
※高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象外となります。

#### ▶支給額

- 受講費用の60パーセント相当額(最大15万円)
  - ・受講修了時給付金：受講費用の20パーセント(上限10万円)
  - ・合格時給付金：受講費用の40パーセント(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)
- ※合格時給付金については受講修了日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験の全科目合格した場合に支給します。

▶問い合わせ 同課手当・給付担当(内線292)